

令和4年4月13日
令和4年5月16日改定
令和4年6月15日改定
令和4年7月15日改定
令和4年10月14日改定
令和4年11月25日改定

草津市立草津小学校
保護者の皆様

草津市立草津小学校
校長 中村 真理子

令和4年度草津小学校・新しい学校生活ガイドライン(11月25日改定版)

「新型コロナウイルス感染症にかかる対応」について、滋賀県教育委員会ならびに草津市教育委員会より11月25日付けで本校に通知がありました。滋賀県教育委員会は11月25日付で、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における滋賀県の現在の地域の感染レベルを11月25日から当面の間、「レベル2」に引き上げることにしました。

このことを受け、本校では感染予防対策・心身の健康保持・学習の保障等に留意しながら、これまでと同様に教育活動を進めてまいります。

なお、本ガイドラインは現状を踏まえたものであり、今後の新型コロナウイルス感染状況及び国・県・市の動向や指導等、季節の変化により変更し、新たな対応をすることもあります。(改定部分は、太字にし、アンダーラインを引いています。)

1 学校生活について

新型コロナウイルス感染防止対策を継続する中、次にあげる(1)～(4)は今後も学校生活の大原則として順守していきます。保護者の皆様と協力して進めていきたいと考えています。

(1)手洗いの習慣化を徹底します。

(2)学校生活では、マスクの着用を基本とします。しかしながら、暑さや体調面等からマスクの着用をしない、またはできない等の児童の意思を尊重します。また、体育の授業、休み時間の運動、登下校時等、屋外で暑さを感じる時は、熱中症対策を優先し、児童に対してマスクを外すよう指導します。なお、マスクを外すように指導しても、様々な理由から、マスクの着用を希望する児童に対しては、水分補給等の熱中症対策を適切に講じるように声をかけます。

・マスクをしていない場合は、感染防止のため、咳やくしゃみ等の飛沫に関するエチケットやマナーについて、守るように呼びかけます。また、人と人との間隔を十分にとることも呼びかけます。

・マスクを着用しているために息苦しくなった場合等は、他の人との間を十分に開けてマスクを外したり、ずらしたりするなどして、児童自身の判断で個別に調整するように呼びかけます。

・マスクの着脱に関わって、トラブルが生じないように、児童に声かけを行っていきます。

(3)密閉・密集・密接を避けることの意識化、行動化を進めます。

・児童の意識化、行動化が定着するように指導を重ねていきます。

・気になる状況が生まれたときは、教師の指導を適切に入れます。

・窓の開放やサーキュレーターによる換気、エアコンやストーブ等を使った適切な室温調整を行います。

(4)各家庭でも、検温・健康観察を行い、発熱時・体調不良時の登校回避に関するお願いを順

守ってください。

2 各家庭へのお願い

4月11日付の草津市教育委員会学校教育課長からの文書の通り、オミクロン株に対応した草津市立小中学校の臨時休業基準が出され、感染者が発生した場合も、保健所等による濃厚接触者の特定は行わないことになりました。基準は変わりましたが、学校では引き続き児童の人権に配慮しながら対応を進めていきます。以下については、引き続きご家庭のご協力をお願いいたします。

- (1) 毎朝の健康観察、検温を徹底してください。家族の健康状態の把握もお願いします。
- (2) 児童および保護者がPCR検査等を受診した場合や、受診結果が判明した場合は、学校まで連絡をお願いします。休日の場合には、
「休日緊急連絡メール」 corona-kusatsu-p@o365.skc.ed.jp
に連絡をお願いします。

◎児童の出席の可否ならびに出席停止の扱いについて

児童・家族の症状や状況	児童の出席の可否ならびに出席停止の扱い
① 児童の感染が判明した場合	出席停止
② 児童が検査を受けることとなった場合	出席停止
③ 児童に発熱や風邪症状がある場合	出席停止
④ 児童の家族に感染が判明した場合 (児童が濃厚接触者となった場合)	出席停止
⑤ 児童の家族に未診断の風邪様症状がある場合	登校できます ※ただし、児童の家族に未診断の風邪様症状があるため、自主的に欠席される場合には、出席停止の措置をとることができます。
⑥ 児童の家族が濃厚接触者となった場合	登校できます

★新型コロナウイルス感染症にかかる出欠について、上記以外の場合については、学校と個別に連絡をとっていただき、ご相談ください。

3 服装、持ち物について

次にあげるものを登校の際に準備していただくようお願いします。

- 健康観察票
- ハンカチ、マスク、マスクを入れる(ビニル)袋、汗拭きタオル
- 予備の(ビニル)袋に入れた別のハンカチ、マスク等(置きハンカチ、置きマスク)
- 十分な量のお茶(スポーツドリンクも可)

4 学習指導・行事に関すること

- (1) 教室は、児童と児童の机の間隔を空け、授業中、窓や扉はできる限り開けて換気します。
- (2) 家庭科については、児童同士の近距離での活動や、対面での飲食は見合わせます。
- (3) 音楽科の学習は、距離を十分にとり、マスクをして歌唱指導、演奏指導を行います。笛や鍵

盤ハーモニカ用のタオルを使い、唾液の飛散を防ぎます。

- (4) 校外学習はバスの台数を基本1クラス1台以上とし、乗車人数を減らし、間隔を取って座ります。6年生の若狭自然教室は、宿泊施設(国立若狭湾青少年自然の家)の感染症対策に則り、3密を避けるよう、活動内容や宿泊環境を十分検討して実施します。
※レベル2の場合は、県外への校外学習は、十分検討して実施の判断をします。感染防止策が十分とれる際には、実施する場合があります。
- (5) 入学式や卒業式は、感染レベルに応じて、保護者の方の参加人数や開催方法などを検討します。
- (6) 学習参観や家庭訪問、学級懇談、運動会などは、地域の感染レベルに応じて、参加人数や開催方法の変更、実施の有無などを検討します。

5 学びの保障に関すること

- (1) 今後の感染拡大に備えて、オンラインでの授業や動画の配信等に対応できるよう、準備や児童への指導を行っていきます。
- (2) 出席停止等により、長期にわたってやむを得ず学校に登校できない児童に対して、オンラインでの対応など、学習指導が継続できるよう配慮します。

6. 給食指導について

- (1) 配膳台の消毒を徹底します。
- (2) 学級にいる全員が石けんでの手洗いをきちんと行い、マスク(当番はエプロンも)を着けて準備や片付けをします。手洗い後、希望する児童は、手指のアルコール消毒をします。手荒れ等で消毒ができない児童もいますので、無理のないように声をかけます。給食当番の配膳担当の児童については、食缶に飛沫が入ることを防ぐため、マスクの着用を基本とします。
- (3) 食事直前にマスクを外し、給食時も机を前向きにし、会話をせずに食べます。
- (4) 食後等に歯磨きを希望する児童については、会話をせず、飛沫が拡散しないように注意して行うよう声をかけます。